

高等学校等就学支援金受給資格認定を受けていない方向け ～ 高等学校等就学支援金制度のご案内～

高等学校等就学支援金制度とは

次の要件の全てに該当する生徒の高校授業料を、国が生徒に代わって負担する制度です。

貸与型の奨学金と異なり、返済不要の制度です。

支給対象となる方

平成26年4月以後に高等学校にご入学の方

高等学校を卒業または、修了されていない方

高等学校等に在学した期間が通算して36月(定時制課程・通信制課程は48月)を超えていない方

平成27年度の保護者等(親権者)の市町村民税所得割額(府民税は含みません)が、304,200円(父母ともに所得を得ている場合は父母両方の合算額)未満の方
生活保護世帯、ひとり親家庭以外も対象の制度です。

受給資格認定申請書等を期限内に学校へ提出した方

高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)制度の申請をしなかった方、あるいは、申請をしたが所得超過等の理由により認定がされなかった方であっても、平成27年7月1日現在において、上記の「支給対象となる方」に該当される場合は、7月に就学支援金制度の認定申請を行っていただくことができます。

(一例:保護者等の平成26年度の市町村民税所得割額が、304,200円以上であったため申請をしなかった、あるいは、申請をしたが所得超過により認定がされなかった。しかし、保護者等の平成27年度の市町村民税所得割額が、304,200円未満となる場合)

申請をされる方は、申請書をお渡ししますので、学校事務室まで申し出てください。

- ・申請時には、保護者等の市町村民税の課税(非課税)証明書の添付が必要です。
- ・申請書の提出期限は、平成27年7月13日(月)です。

所得が基準を超えているため、「就学支援金」が支給されない場合で、保護者(親権者)の失職、倒産などにより家計が急変し、授業料の納付が困難な場合は、手続きにより授業料減免制度が適用される場合があります。該当される場合は、学校事務室にご相談ください。

既に就学支援金の支給を受けている方にこのお知らせが届いている場合は、学校事務室までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

大阪府立茨木工科高等学校

072-623-1331

大阪府教育委員会事務局

施設財務課 助成・会計グループ

06-6941-0351(内線6913・6914)